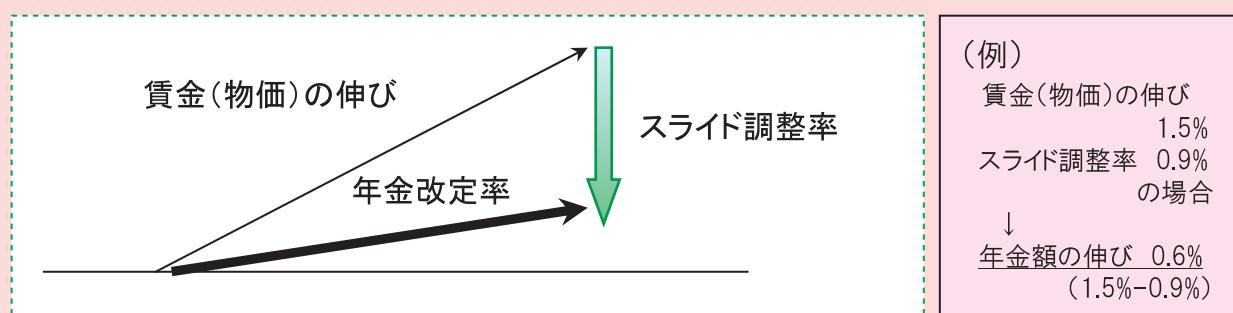
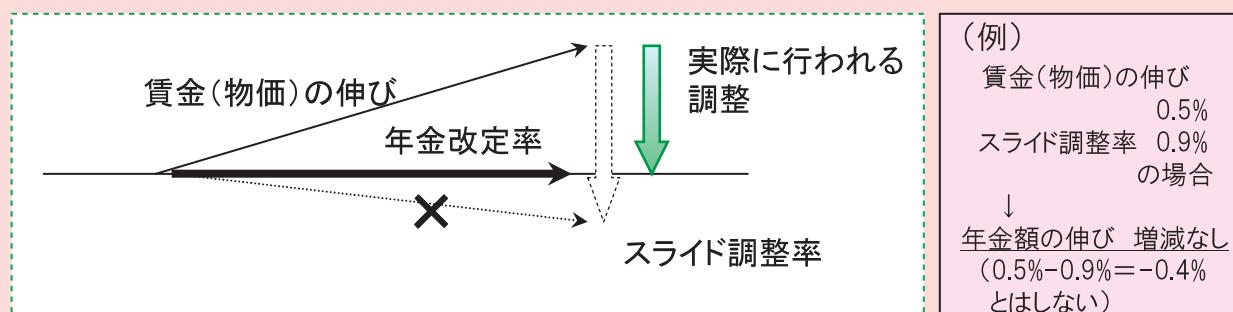


- 新しい年金額の調整の仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが【図1】。
 - 賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。したがって、名目の年金額を下げることはありません。【図2】
 - 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、調整は行いません。したがって、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。【図3】

【図1】 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



【図2】 賃金(物価)の上昇が小さい場合



【図3】 賃金(物価)が下落した場合

